



長野県報

12月10日(木)
平成27年
(2015年)
第2732号

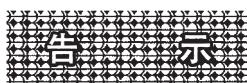
目 次

告 示

長野県豊かな水資源の保全に関する条例に基づく水資源保全地域の指定（水大気環境課）	1
保安林予定森林にする旨の通知（2件）（森林づくり推進課）	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（2件）（森林づくり推進課）	2
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	4

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民協働課）	4
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民協働課）	5
土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	5
開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課）	5



水大気環境課

長野県告示第572号

長野県豊かな水資源の保全に関する条例（平成25年長野県条例第11号）第9条第1項の規定により、次の区域を水資源保全地域として指定します。

平成27年12月10日

長野県知事 阿部 守一

名 称	区 域
佐久市協和川瀬水資源保全地域	佐久市協和3597番17、29、30、34、36から38まで、265、267から269まで及び377、3608番6、13、41、43及び57、3635番1から4まで、3638番2から5まで、3639番1から3まで、3639番6及び7、3640番1、3644番2、3645番3、3648番1及び3、3711番から3713番まで、3716番1、3717番1及び2、3718番、3719番1、2及び4、3720番、3721番3、3723番1、3733番1、3734番、3735番1及び3、3736番、3737番1、3738番、3738番1及び2、3739番から3742番まで、3766番、3767番、3769番、3778番1及び2、3788番、3804番並びに3805番の区域
佐久市協和寺久保水資源保全地域	佐久市協和3489番1、2、29、49、54、55、65、69、71、72、74、76から87まで及び94から98までの区域

（関係図面は、長野県環境部水大気環境課、長野県佐久地方事務所及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供します。）

長野県告示第573号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年12月10日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡中川村四徳1284の46、1284の50、1284の51
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をできる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推課

長野県告示第574号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年12月10日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村大草6396の1（次の図に示す部分に限る。）、
6396の2、6396の3、6396の5

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推課

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推課

長野県告示第576号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年12月10日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

埴科郡坂城町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

坂城町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び坂城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推課

長野県告示第575号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年12月10日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飯山市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び坂城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推課

長野県告示第577号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県姫川砂防事務所及び白馬村役場に備え置きます。

平成27年12月10日

長野県知事 阿部 守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
城嶺神社下	右に掲げる地番の土地に存する 標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ 線に囲まれた区域。	北安曇郡白馬村	神城 " " " " " 前田 " " " " 田中 " " " ふけ	庭 山崎林 ガニツカ " " 前田 17420番1 16249番 17563番2 17564番 17572番1	17582番2 15145番 15150番1 15151番1 17420番1 16249番 17563番2 17564番 17572番1	1号 2号 3号 4号 5号 6号 7号 8号 9号

砂防課

長野県飯田建設事務所告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成27年12月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年12月10日

長野県飯田建設事務所長 水間武樹

1 (1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 151号

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡下條村2523番の5地先から 下伊那郡下條村2518番の2地先まで	旧	m 10.2～17.6	km 0.1346
同上	新	m 13.6～19.9	km 0.1346

2 (1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 151号

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡阿南町新野3719番の395地 先から 下伊那郡阿南町新野3720番地先まで	旧	m 4.6～16.3	km 0.7207
同上	新	m 4.6～16.3 12.5～75.2	km 0.7207 0.8596

3 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 飯田富山佐久間線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡泰阜村8089番の2地先から 下伊那郡泰阜村8445番の3地先まで	旧	m 3.5～19.0	km 0.6159
同上	新	m 3.5～19.0	km 0.6159
下伊那郡泰阜村8284番の27地先から 下伊那郡泰阜村8445番の3地先まで	新	m 10.0～56.0	km 0.4650

4 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 飯島飯田線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市上郷上黒田4403番地先から 飯田市上郷上黒田3197番の2地先まで	旧	m 5.6～10.3	km 0.2830
同上	新	m 8.5～10.3	km 0.2830

- 5(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 阿南東栄線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡阿南町新野3719番の66地先から下伊那郡阿南町新野3723番の146地先まで	旧	5.9~7.8	0.2983
同上	新	5.9~7.8	0.2983
下伊那郡阿南町新野3720番の14地先から下伊那郡阿南町新野3723番の146地先まで	新	8.2~30.8	0.0680

- 6(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 青木東鼎線
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市鼎上山2944番地先から 飯田市鼎上山2618番の1地先から	旧	4.3~5.9	0.5700
同上	新	16.0~18.6	0.5700

道路管理課

長野県千曲建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。
 その関係図面は、告示の日から平成27年12月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年12月10日

長野県千曲建設事務所長 丸山義廣

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 長野上田線
 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
千曲市大字上山田字神戸876番の6地先から 千曲市大字上山田字三本木781番の5地先まで	旧	7.9~30.0	0.1690
同上	新	12.2~15.0	0.1480
		12.2~15.0	0.1480

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成27年12月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年12月10日

長野県飯田建設事務所長 水間武樹

- 1 路線名 151号

- 2 供用を開始する区間

下伊那郡下條村2523番の5地先から

下伊那郡下條村2518番の2地先まで

- 3 供用を開始する期日 平成27年12月10日

道路管理課

長野県千曲建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成27年12月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年12月10日

長野県千曲建設事務所長 丸山義廣

- 1 路線名 長野上田線

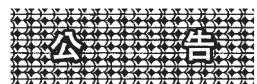
- 2 供用を開始する区間

千曲市大字上山田字神戸876番の6地先から

千曲市大字上山田字三本木781番の5地先まで

- 3 供用を開始する期日 平成27年12月11日

道路管理課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年12月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあつた年月日

平成27年12月2日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人信州自然エネルギー研究会

- 3 代表者の氏名

林宗吉

- 4 主たる事務所の所在地

飯田市龍江4299番地イ

- 5 定款に記載された目的